

# J R 四国労組ニュース

令和2年3月19日（N o 19 / 1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

## 組合員の負託に応え19年ぶりの賃金改善！！

## 全組合員に一律200円加算！

J R 四国労組は本日、2020春闘及び夏季手当について4回目の団体交渉を行った。

新型コロナウイルス感染拡大により、収入が大幅に落ち込むなど非常に厳しい情勢のなか、これまで交渉を重ね、日々の安全・安定輸送への取り組み及び、収入の確保に奮闘する組合員の負託に応えるとともに、人材の確保・定着に向けた幅広い世代に対する「人への投資」を強く訴え、賃金改善にこだわった交渉を最後の最後まで粘り強く継続してきた結果、会社側から19年ぶりとなる賃金改善を勝ち取るとともに、以下の回答を引き出した。

- ① **定期昇給の実施とともに  
基本給表を一律200円加算！！**
  - ・ 19年ぶりに改定
- ② **若年層の賃金 大幅に改善！！**
  - ・ 初任給調整手当の増額及び支払期間の拡大
- ③ **夏季手当：基準内賃金の1.89ヵ月分！！**
  - ・ 支給日：7月3日（金）以降
- ④ **運転士前提の契約社員車掌制度における  
社員登用条件の見直し！！**
- ⑤ **購入券の使用に関する取り扱いを一部改正！！**
  - ・ 1枚の購入券で往復6日間有効となる特急券の購入が可能
- ⑥ **ハラスメント対策関連法への対応**

# J R 四国労組ニュース

令和2年3月19日（No.19/2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

## 回 答 書

2020年3月19日

J R 四 国

2020年度の新賃金等については、人件費への影響度合いを考慮しつつ、長期的な会社業績の見通しを強く意識しながら検討を行った。

今年度については、一昨年豪雨災害からのリカバリーを目標とした収入の確保に加え、各種効率化や着実な設備投資の実施に社員が積極的に取り組んだ結果として、収入及び利益は計画の達成を見込んでいた。しかしながら、足元では新型コロナウイルスの感染拡大を端緒とした異例の旅行控えなどを受け、これまでに経験したことのないような大変厳しい状況に置かれている。

次年度についても、人口減少による利用者の減少や、新型コロナウイルスの影響が長引く恐れなどから、先行きは極めて不透明な状況である。この状況を乗り切るには、安全の確保を前提としつつ、今一度、全社員が一丸となって前向きに取り組むことが必要である。

また、将来に向けて、四国の基幹的公共輸送機関としての役割を果たし続けていくには、その原動力である社員一人ひとりが持つ能力と意欲を最大限発揮する必要がある、そのためには安定的な人材の確保・定着が極めて重要であると考えている。

この間の社員一人ひとりの安全・安定輸送や収支改善に向けた取り組み、貴組合の諸課題に対する取り組みを最大限考慮するとともに、先行きが極めて不透明な中での社員の努力と貴組合の一層の協力を強く期待して、下記のとおり回答する。

## 記

### 1 初任給調整手当

学校卒業者の勤続1年までの間の支払額を22,000円に引き上げるとともに、その後の支払額及び支払期間を改正する（詳細は別紙1のとおり）。

### 2 新賃金

#### (1) 基本給

ア 基本給表に定める金額を一律200円引き上げる。

イ 2020年4月1日現在、満55歳未満の社員について、定期昇給を実施し、所定昇給号俸は次表のとおりとする。

# J R 四国労組ニュース

令和2年3月19日（No19/3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

	同一等級在級年数		
	0～4年	5～8年	9年～
昇給実施日現在の年齢が49歳以下	4号俸	3号俸	2号俸
昇給実施日現在の年齢が50歳以上54歳以下	3号俸	2号俸	

(2) エキスパート社員の基本賃金

保障給を200円引き上げる。

(3) 精算時期

新賃金の精算時期は、2020年6月25日以降準備でき次第とする。

(4) 実施順序

2020年4月1日の昇給等の実施順序については、次のとおりとする。なお、2020年4月分の賃金は、①実施後の基本給により支払う。

- ① 2020年4月1日付の等級の異動の整理
- ② 2020年4月1日の昇給の整理
- ③ 年齢別による保障基本給の整理（4月1日）
- ④ 新基本給への移行（4月1日）

### 3 夏季手当及び夏季一時金

(1) 夏季手当

基準額は、基準内賃金の1.89箇月分とする。

(2) エキスパート社員の夏季一時金

基礎額は、基本賃金及び高年齢調整手当の合計額の2.29箇月分とする。

<参考>

$$\text{支払額} = \text{基準額} \times (1 - \text{期間率} \pm \text{成績率})$$

↓

$$\text{基準額} = \text{基礎額} \times \text{係数} (0.4)$$

↓

$$\text{基礎額} = \text{基本賃金及び高年齢調整手当の合計額の} 2.29 \text{ヵ月分}$$

(3) パートナー社員（月給・日給適用者）の夏季一時金

ア 基準額

調査期間内の勤務日数	四国地区	大阪地区	看護師	列車乗務員	アテンダント
65日以上120日未満	65,000円	83,000円	88,000円	74,000円	74,000円
120日以上	130,000円	166,000円	176,000円	148,000円	148,000円

(注) 勤務日数とは、調査期間内の所定勤務日における勤務日並びに調整休日、代休、年次有給休暇、保存休暇及び有給休暇の日の合計日数とする。

# J R 四国労組ニュース

令和2年3月19日（No19/4）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

## イ 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に10,000円の加算を行う。

## ウ 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に5,000円又は10,000円の減算を行う。

## (4) 支払日

夏季手当及び夏季一時金の支払日は、7月3日以降準備でき次第とする。

## 【申第13号「労働時間の短縮及び制度改善」】

5 初任給改善をはじめ、すべての世代が向上心を持てる賃金体系への改善を図られたい。

●回答 ⇒ 学校卒業者の勤続1年までの間の支払額を22,000円に引き上げるとともに、その後の支払額及び支払期間を改正する。

(詳細は別紙1参照)

22 購入券の交付枚数を増やされたい。

●回答 ⇒ 社員等本人が乗車証と併用する「同一区間の特急券」を往復で購入する場合について、1枚の購入券で往路の日から6日以内の復路の特急券を合わせて購入できることとする。

なお、2020年4月1日から実施する。

24 ハラスメント対策関連法に対して適切に対応されたい。

●回答 ⇒ 懲戒基準の一部改正を行い、次の各号を懲戒の基準に加える。

(1) セクシュアルハラスメントを行った場合

(2) 妊娠・出産や育児・介護休職等に関するハラスメントを行った場合

(3) パワーハラスメントを行った場合

なお、2020年6月1日から実施する。

「運転士前提の契約社員車掌制度における社員登用条件の見直し」については、JR四国労組ニュースNo14を参照

# J R 四国労組ニュース

令和2年3月19日（No.19／5終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

## <主なやりとり>

組合：今回、19年ぶりとなる賃金改善の回答が示されたが、200円引き上げとする根拠を明らかにされたい。

会社：現時点での会社としてできる精一杯の回答である。

組合：賃金改善として、基本給表に定める金額を一律200円引き上げるとのことであるが、配分交渉は行わないということによいのか。

会社：そのとおりである。

組合：初任給調整手当の期間延長について、現行制度で支払期間が終了した者も適用されるのか。また、期間延長によって逆転現象は発生しないのか。

会社：2019年度までに採用された者についても、勤続年数に応じて適用する。支払期間の延長に伴う逆転現象は発生しないと考えている。

組合：新賃金の精算が6月25日以降と例年より遅れるのはなぜか。

会社：人事給与システム入替えに伴う作業上の都合によるものである。

組合：購入券の使用に関する取り扱いの一部変更について、往復で6日間とした理由を明らかにされたい。

会社：四国内で最も長距離の移動となる区間を考慮して6日間とした。

最後に組合は、「今春闘では、若年層をはじめ全ての組合員のモチベーション向上につながる賃金改善を強く訴えてきた結果、全世代の賃金改善が図られたことは、これまでの我々の取り組みが最大限評価されたものと受け止めるとともに、コロナウイルス感染拡大の影響による暗い状況のなか、組合員のやる気・元気を奮い立たせる前向きな回答である。我々は、この難局を労使とともに乗り切り、終息後には減収部分を早期に取り戻せるよう増収施策にも組合員一丸となって取り組む決意である。」と述べた。

交渉終了後、持ち帰り業務対策委員会を開催し、

- ・ J R 四国を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用客減に伴い昨年度と比べ10億円規模の大幅な減収が見込まれるなど非常に厳しい情勢のなか、若年層をはじめ全世代の賃金改善を19年ぶりに獲得したこと。
- ・ 近年、若年者の離職が増加傾向にあるなか、人材の確保・定着につながる「初任給調整手当」の大幅な改善が図られたこと。
- ・ 2020年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引く恐れが想定されるなか、夏季手当は前年と同水準の回答であり、厳しい要員需給においても安全・安定輸送及び収入の確保に努力する組合員の姿勢を会社が最大限評価していること。
- ・ その他改善が図られなかった項目については、引き続き粘り強く改善に向けて取り組んでいくこと。

等について議論・検討した結果、これまでの我々の取り組みを、会社として最大限評価した回答であると判断し、本日12時に妥結した。

以上

別紙 1

初任給調整手当の一部改正について

2020年3月

J R 四 国

1 改正内容

(1) 学校卒業者

学校区分による支払額を同額とし、次表のとおり改める。

勤続年数	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで	5年を超え 6年まで
支払額	22,000円	20,000円	18,000円	16,000円	14,000円	12,000円
勤続年数	6年を超え 7年まで	7年を超え 8年まで	8年を超え 9年まで	9年を超え 10年まで	10年を超え 11年まで	
支払額	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円	

(2) 列車乗務員として雇用する契約社員から社員採用された者

初任給調整手当を適用し、支払額は次表のとおりとする。なお、勤続年数の計算及び支払方法等は、学校卒業者の取り扱いと同様とする。

勤続年数	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで	5年を超え 6年まで
支払額	12,000円	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円

2 実施時期

2020年4月1日から実施する。なお、2019年度までに採用された者については、勤続年数に応じ第1項の支払額を適用する。

3 精算時期

2020年6月25日以降準備でき次第とする。